

## (仮) 第 3 期石狩市デジタル田園都市構想総合戦略策定基本方針

### 1 基本姿勢

平成 26 年 11 月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、石狩市では平成 27 年（2015 年）10 月に石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定した。当戦略は、令和元年で終了したが、地方創生の取り組みを継続し、より一層の充実・強化に取り組むため、第 2 期総合戦略を令和 2 年 3 月に策定した。

今年度、「第 2 期総合戦略」の最終年度にあたることから、これまで取り組んだ諸施策等の成果や課題を検証した上で、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」また、北海道の第 3 期創生総合戦略を勘案し、本市の実状等を踏まえ、第 3 期総合戦略の策定を行う。

### 2 策定内容

第 3 期総合戦略については、第 5 期石狩市総合計画の計画期間中であることから、第 2 期総合戦略の内容を継承しつつ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組むため、デジタル活用の視点を取り入れながらより効果的な施策・事業や重要業績評価指標（K P I）の改善や見直しを行う。また、人口ビジョンについては、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で必要な見直しを行うものとする。

### 3 対象期間

令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とする。

### 4 計画策定体制

#### （1）石狩市総合戦略推進本部

市長を本部長とする石狩市総合戦略推進本部にて、第 3 期総合戦略の策定にかかる審議を行う。

また、石狩市総合戦略推進本部会議にて具体的施策等の検討を行うものとする。

#### （2）石狩市総合戦略推進懇話会

石狩市総合戦略推進懇話会を開催し、学識経験者、産業界、金融機関、労働団体、メディアの関係者、住民組織の関係者および公募した者の意見を聞き、第 3 期総合戦略へ反映する。

### 5 市議会への対応

第 3 期総合戦略の策定過程において、総務常任委員会の意見等を聴取する。

## 6 パブリックコメントの実施

第3期総合戦略の策定過程において、計画素案等を公表し、広く市民の意見を募る。

令和6年12月16日（月）～令和7年1月17日（金）予定

## 7 策定スケジュール

令和7年3月を目途に策定する。